

〔事案 2024-367〕 新契約無効請求

・令和7年10月31日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年3月に契約した終身保険（低解約返戻金型）について、令和6年12月に解約したが、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1)募集人の説明の中で、「元本保証」という言葉も出ていたことから、本契約については、元本保証で、保険料を60歳まで支払うとお金が大きく増え、いつでも途中解約でき、途中解約の際には増えた分に対して少しの手数料がかかるくらいで元本を割ることはないと理解していた。また、契約までに、募集人から、解約返戻金について理解できるような詳細な説明はされなかった。
- (2)パンフレットには、解約返戻金額が従来の70%に抑えられている旨記載されているが、募集人の説明により、当該記載を見ても、解約時に損をすることは理解せず、「解約時にかかる手数料が従来よりも減っていて、契約者にとって得なのだ」と理解していた。
- (3)申込書中の、解約返戻金についてパンフレットにて理解したかを問う質問に「はい」とチェックを入れたが、この申込みをした日は他に2つの保険契約もしたため、チェックを入れる行為は形式化しており、「はい」と回答したものの正しく理解していなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約には70%の低解約返戻金割合が設定されていることや早期解約の場合には解約返戻金がないこと等が記載されたパンフレットを申立人が受領しているうえ、募集人は、低解約返戻金について設計書やパンフレットを用いて説明している。
- (2)申立人は、返戻率に興味を持っていたが、これは60歳まで継続することが前提となるものであるため、募集人は、その年齢まで継続されない場合にはメリットは享受できないことも伝えており、「元本保証」や「いつでも解約でき、その際には少しの手数料がかかるだけ」といった説明をしたことはない。
- (3)当社は、平成26年5月から令和5年12月まで、毎年1回、「低解約返戻金70%」と印字された契約内容通知文書を送付しているが、その間一度も本件のような申入れはなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。